

特定責任追及の訴えにおける最終完全親会社等の概念に関する一考察

水島 治^a

要 旨

従来、完全親子会社関係においても、親会社の株主は子会社の取締役等に対して責任追及等の訴え（会社法 847 条）を提起することはできないと考えられてきた。しかし、平成 25 年に国会提出された「会社法の一部を改正する法律案」では、最終完全親会社等の株主が一定範囲の子会社の取締役等の責任を追及する特定責任追及の訴え（会社法 847 条の 3）が新設された。特定責任追及の訴えは条文構造や要件が複雑で解釈論的問題も少なくないが、本稿においては「最終完全親会社等」の概念に関連する問題に焦点を絞ってこれを検討する（なお、本稿で引用する条文番号は、とくに断わりのない限り、会社法の一部を改正する法律案による改正後の会社法の規定を指すものとする。）。

JEL Classification Codes：該当するものはない。

キーワード：会社法、多重代表訴訟、特定責任追及の訴え、最終完全親会社、取締役の責任

1. 特定責任追及の訴えの基本的枠組みと法的性質

(一) 6ヶ月前から¹引き続き株式会社（以下、「提訴請求対象会社」という。）の最終完全親会社等の総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式の 100 分の 1 以上の数の株式を有する株主は、提訴請求対象会社に対し、特定責任²に係る責任追及等の訴え（以下、「特定責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる（会社法 847 条の 3 第 1 項）。提訴請求対象会社が、当該請求の日から 60 日以内に特定責任追及の訴えを提起しないとき³は、当該請求をした最終完全親会社等の株主は、提訴請求対象会社のために、特定責任追及の訴えを提起することができる（会社法 847 条の 3 第 7 項）。

子会社の取締役の任務懈怠責任に関して、親会社の取締役に対する責任追及等の訴えの提起が親会社の株主の保護手段としての実効性に乏しいとの指摘は従来から存在していた（岩原（2012）5 頁、山本（2013）56 頁）⁴。特定責任追及の訴えは、最終完全親会社等の株主に対し

て提訴請求対象会社の取締役等に対する直接的な任務懈怠責任の追及を制度的に認めることによって、責任追及の手段の多様化を図ったものである（山本（2013）55 頁、葭田（2013）130-131 頁）。

(二) 特定責任追及の訴えの法的性質に関しては、法制審議会会社法制部会『会社法制の見直しに関する中間試案』（以下、「中間試案」という。）及び法務省民事局参事官室『会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明』（以下、「補足説明」という。）においても特段の指摘はない。学説上は、責任追及等の訴えの株主を最終完全親会社等の株主に拡張するという制度把握をするものがある（浜田ほか編（2013）167 頁）。

このような理解を前提とすると、責任追及等の訴えの法的責任が法定訴訟担当であると解されている（東京地裁商事研究会編（2011）267 頁、江頭・中村編著（2012）201 頁、大江（2013）1106 頁）こととの対比からして、特定責任追及の訴えの法的性質は、提訴請求対象会社がその取締役等に対して有する損害賠償請求権について提

a. 武蔵大学経済学部 東京都練馬区豊玉上 1-26-1

1 公開会社でない最終完全親会社等の場合には保有期間の制限はないが（会社法 847 条の 3 第 5 項）、本稿では最終完全親会社等が公開会社である場合を前提として検討する。

2 特定責任とは、提訴請求対象会社の取締役等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該提訴請求対象会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1 を超える場合における当該取締役等の責任のことである（会社法 847 条の 3 第 4 項）。

3 ただし、期間の経過により提訴請求対象会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、最終完全親会社等の株主はただちに特定責任追及の訴えを提起することができる（会社法 847 条の 3 第 9 項本文）。

4 判例においても、そうした認識が垣間みられるものがある。たとえば、東京地判平成 13 年 1 月 25 日判時 1760 号 144 頁、福岡高判平成 24 年 4 月 13 日金判 1399 号 24 頁等参照。

訴請求対象会社の最終完全親会社等の株主に訴訟の遂行や判決を受けることを認めた法定訴訟担当であると解される(新谷(2013)22頁)。そして、会社法847条の3第1項がいう「6ヶ月前から引き続き提訴請求対象会社の最終完全親会社等の総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主」というのは、特定責任追及の訴えの原告適格を定めたものと解される。

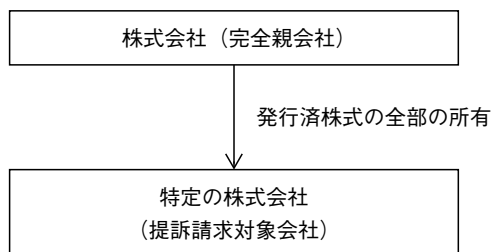
2. 最終完全親会社等の概念

2.1 完全親会社等の完全性

(一) 最終完全親会社等とは、提訴請求対象会社の完全親会社等であって、かつその完全親会社等がないものである(会社法847条の3第1項)。完全親会社等は株式会社とされており、外国会社はこれに含まれない(中間試案・補足説明第1・1(1)参照、岩原(2012)12頁(注四))。提訴請求対象会社は、責任の原因となった事実が生じた日における当該会社の株式の帳簿価額が最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える株式会社でなくてはならない(会社法847条の3第4項)。

完全親会社等の類型については、①完全親会社及び②株式会社(提訴請求対象会社)の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合における当該他の株式会社という2つがあげられている(会社法847条の3第2項1号・2号)。

(二) ①に関してみると、完全親会社とは、特定の株式会社(提訴請求対象会社)の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社のことである(会社法847条の2第1項、<図1>参照)。

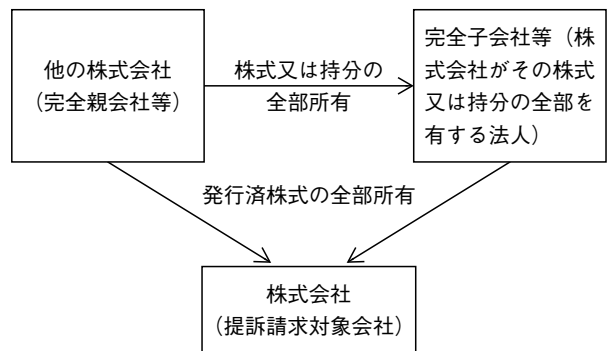


<図1>

特定の株式会社の発行済株式の全部を有するか否かの判断基準は、中間試案及びその補足説明においても必ずしも明確ではないが、株式の所有名義といった形式的側面だけではなく、株主間の人的・資金的関係といった実質的側面も考慮しながら総合的に判断すべきである。このため、特定の株式会社の発行済株式の所有名義が形

式的に異なっていた場合でも、発行済株式の全部が完全親会社となる会社の計算に基づいて所有されている場合には、発行済株式の全部が所有されていると評価すべきである。また、会社法上、発行済株式の全部の取得手段もとくに限定されていない。このため、株式交換等によって特定の株式会社の発行済株式の全部を所有することとなった場合だけではなく、当該特定の株式会社の株主からの任意取得によって発行済株式の全部を所有することとなった場合も含まれる。

(三) ②に関しては、大きく2つのケースに分けることができる。第1のケースは、提訴請求対象会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等が有する場合である。このケースは、他の株式会社とその完全子会社等が提訴請求対象会社の発行済株式の全部を共同所有しているような状態である(<図2>参照)。

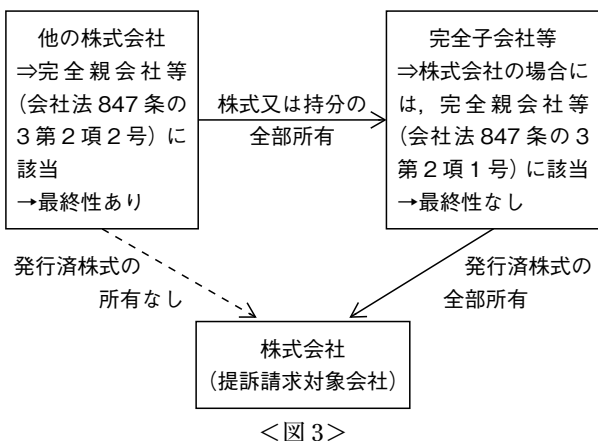


<図2>

会社法847条の3第2項2号にいう他の株式会社の「完全子会社等」とは、他の「株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人」のことである。「株式又は持分の全部を有する」か否かは、(二)と同様、実質的側面も考慮しながら総合的に判断するべきである。完全子会社等に該当するためには、株式又は持分の全部が他の株式会社によって所有されていることが必要である。このため、株式又は持分の全部が他の株式会社によって所有されていない法人を介して、当該他の株式会社が提訴請求対象会社の発行済株式の全部を所有している場合、会社法847条の3第2項2号は適用されないことになる。完全子会社等の組織形態に関しては、条文上単に「法人」と規定するのみであるから、株式会社や持分会社だけではなく、これ以外のすべての法人が含まれる。この意味で完全親会社等及び提訴請求対象会社よりも対象となる組織形態の範囲は広い。しかし、外国会社に関しては、これが完全子会社等に含まれるのかは若干問題となりうる。外国会社には日本法における法人に相当する事業体とそうでない事業体がある(相澤ほか編著(2006)740頁、大江(2011)9頁)。前者の事業体に関しては、日本法における法人に相当するものが認められ

ること及び外国会社を介した提訴請求対象会社の発行済株式の所有による制度の潜脱回避の必要性から、完全子会社等に該当するものと解される。しかし、後者の事業体に関しては、(制度の潜脱回避の必要性は否定できないとしても)日本法における法人に相当するものが認められない以上、完全子会社等には該当しないと解される。

第2のケースは、提訴請求対象会社の発行済株式の全部を他の株式会社の完全子会社等のみが有する場合である。第1のケースと第2のケースの違いは、前者は他の株式会社が提訴請求対象会社の発行済株式を(部分的ではあれ)直接的に所有しているのに対して、後者は他の株式会社が提訴請求対象会社の発行済株式を直接的には所有していないという点にある。この結果、第1のケースでは完全子会社等が提訴請求対象会社の完全親会社等となることはないのに対して、第2のケースでは、他の株式会社は会社法847条の3第2項2号に基づいて、完全子会社等は会社法847条の3第2項1号に基づいて、それぞれ提訴請求対象会社の完全親会社等となる。このため、第2のケースの場合には、提訴請求対象会社の完全親会社等が同時に2つ出現する(〈図3〉参照)⁵。



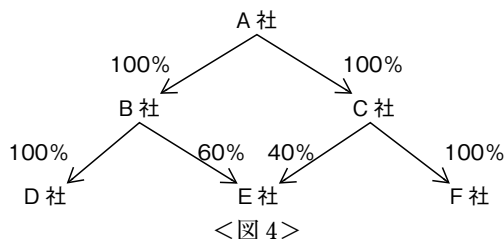
〈図3〉

2.2 完全親会社等の最終性

(一) 最終完全親会社等という「最終」とは、提訴請求対象会社の完全親会社等の上位にさらに完全親会社等が存在しないという意味である。換言すれば、提訴請求対象会社の最終完全親会社等が「親子会社関係の頂点にある」完全親子会社等であるということである(岩原(2012)6頁)。提訴請求対象会社の完全親会社等の上位に(完全親会社等ではない)親会社が存在するとしても、当該完全親会社等の最終性は失われない。

親会社等の完全性と最終性の関係を〈図4〉のような

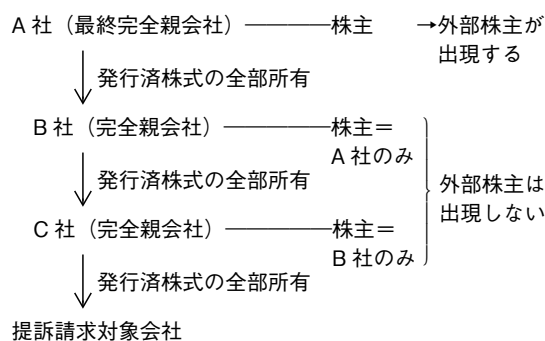
事例で考える(山中・近澤(2012)21-22頁参照)。



〈図4〉

この場合、A社はB~Fの完全親会社等、B社はD社の完全親会社等、C社はF社の完全親会社等にそれぞれ該当する。反面、B社及びC社には完全親会社等であるA社が存在するから、B社のD社に対する最終性及びC社のF社に対する最終性は認められない。

(二) 補足説明によると、特定責任追及の訴えが完全親会社等ではなく最終完全親会社等の株主のみに認められるのは、「完全親会社が多層的に存在する場合に、その最上位にある株式会社である完全親子会社等の株主に原告適格を認めることを明確にする趣旨である」として(補足説明・第二部・第一・1・(2)ア)、完全親会社等が多層的に存在する場合、提訴請求対象会社と最終完全親会社との間に介在する完全親会社等には、提訴請求対象会社と最終完全親会社が属する企業集団の外部の株主は出現しない(逆にいえば、企業集団の内部の者しか株主となっていない。〈図5〉参照)。このため、提訴請求対象会社の取締役等の任務懈怠の抑止という点からすると、最終完全親会社等でない完全親会社等の株主に対して特定責任追及の訴えの提訴権を認める意義に乏しいといえる。また、完全親会社等が多層的に存在する場合、完全親会社等と提訴請求対象会社から構成される企業集団における最終的なリスクは、最終完全親会社等の株主が最終的に負担するという関係にあるから、取締役等の任務懈怠の抑止に対して最も強いインセンティブを



〈図5〉

⁵ ただし、この場合の完全子会社等は、最終性の要件を満たさないため、最終完全親会社等になることはない。

有する最終完全親会社等の株主に対して提訴権を付与すれば十分であるという価値判断も背景にあるものと推測される。

2.3 考察

2.3.1 最終完全親会社等と親会社概念

(一) 特定責任追及の訴えにおける完全親会社等は、発行済株式の全部の所有を基準として判断される。その意味において、完全親会社等の「完全」とは、発行済株式の全部の所有という意味である。したがって、完全親会社は発行済株式全部所有会社と言い換えることもできる。こうした完全親会社の概念は、改正前においても、責任追及等の訴えを提起した株主が株主でなくなった場合の訴訟遂行について規定（改正前会社法 851 条 1 項 1 号）において採用されていた。補足説明によると、特定責任追及の訴えにおける完全親会社等を発行済株式全部の所有を基準として定義することの理由に関しては、対象となる「子会社に少数株主が存在する場合には、当該少数株主に子会社の取締役等の責任の追及を委ねることができる」点を踏まえたものとしている（補足説明・第二部・第一・1・(2)ア）⁶。提訴請求対象会社の発行済株式の全部を特定の会社が所有していない場合、提訴請求対象会社には少数株主が存在するため、当該株主による取締役等の任務懈怠の抑止が期待できることから（山中・近澤（2012）21 頁）、特定責任追及の訴えをあえて認める必要ないということである。

他方、会社法は経営を実質的に支配しているか否かを基準として親会社を定義している（会社法 2 条 4 号、相澤ほか編著（2006）166 頁）。この定義を拡張すると、ある会社が他の会社の経営を（実質的な意味で）完全に支配しているといえる場合には、ある会社が他の会社の発行済株式の全部を所有していなくとも、ある会社は他の会社の（会社法 2 条 4 号に定める親会社の極限的な概念としての）完全親会社と評価することができる。この文脈における完全親会社の「完全」とは、発行済株式の全部を所有しているというよりも、実質的に他の会社の経営を完全に支配しているという意味である。

(二) 以上の理解を前提とすると、会社法における完全親会社の完全性は微妙に異なる 2 つの意味を有しており、支配概念の極限としての完全親会社における完全性の概念は特定責任追及の訴えの完全親会社等における完全性の概念を包含するという関係が成立している。そして、後者の完全性の概念は、前者の完全性の概念が提訴

請求対象会社の取締役等に対する任務懈怠の抑止の可能性という支配とは若干異なる要素によって修正されたものと一応整理することができる。しかし、会社法における結合企業関係は経営の実質的な支配を出発点としている以上、（立法論としては）その延長線上で完全親会社等という概念を位置づける方が制度的整合性は高いといえる。学説上、特定責任追及の訴えにおける親子会社関係の範囲についてアメリカのように実質支配関係を基準として画定すべきとの指摘（柳（2012）1156 頁）もあるが、少なくとも立法論としてはもっともな指摘であると思われる。

2.3.2 「発行済株式の全部」の意義

(一) 会社法上、発行済株式とは「株式会社が発行している株式」のことで定義されており（会社法 2 条 31 号）、この定義は特定責任追及の訴えにおいても維持されている。そこで、完全親会社等の認定との関係で「発行済株式の全部」の意味が問題となりうる場合に関して、以下いくつか検討する。

まず、提訴請求対象会社が種類株式発行会社の場合、提訴請求対象会社の「発行済株式の全部」にはすべての種類の発行済株式が含まれるのかという点が問題となる。この点、会社法は発行済株式から特定の種類の株式を排除していない以上、発行済株式の全部とは提訴請求対象会社のすべての種類の発行済株式のことと解される。また、責任追及等の訴えは、会社の構成員であることを根拠として認められるものであり、議決権のない株主にも提訴権が認められると解されている（東京地方裁判所商事研究会編（2011）271 頁）。この理解を特定責任追及の訴えに拡張すると、ある会社が提訴請求対象会社のすべての種類の発行済株式を所有していない場合、提訴請求対象会社には何らかの種類の株式で少数株主が存在することになる。このため、当該株主による任務懈怠の抑止が期待される以上、特定責任追及の訴えを認める必要はないということになろう。以上のことから、提訴請求対象会社が種類株式発行会社の場合、ある会社が完全親会社等となるためには提訴請求対象会社のすべての種類の発行済株式を所有することが必要となる。

次に、提訴請求対象会社が自己株式を保有している場合、提訴請求対象会社の発行済株式の全部には自己株式も含まれるのかという点が問題となる。この点、発行済株式の定義上、誰が株式を所有しているかは問題とされていないから、自己株式も発行済株式に含まれると解さ

6 学説上、対象子会社に少数株主が存在する場合に特定責任追及の訴えを認める場合、手続的な問題が多数生じるといった立法技術的な側面からの指摘もある（志村（2010）29 頁、大杉（2012）9 頁）。

れる⁷。また、提訴請求対象会社が保有する自己株式を処分する場合、提訴請求対象会社には新たな少数株主が出現し、当該株主による任務懈怠の抑止が期待される以上、特定責任追及の訴えを認める必要はないということになる。以上のことから、提訴請求対象会社が自己株式を取得・所有している場合、ある会社が提訴請求対象会社の自己株式以外のすべての発行済株式を保有していたとしても、提訴請求対象会社が保有する自己株式の全部を当該会社へ譲渡するか又は消却しない限り、当該会社は完全親会社等になることはない。

(二) もともと、特定責任追及の訴えにおける完全親会社等の概念に対しては、「子会社が親会社以外の者(株主代表訴訟を提起する確率が低そうな者)に1株でも株式を割り当てておけば多重代表訴訟から逃れられる」との指摘もあった(大杉(2012)9頁)。種類株式の発行や自己株式の取得を比較的柔軟に認める会社法の枠組みを前提とすれば、株式の所有関係に配慮しながら結合企業関係を設計している限り、完全親会社等の要件が充足される状況は事実上かなり限定される。このため、立法論としてみると、完全親会社等の要件を発行済株式の全部所有という形で限定するならば、「発行済株式の全部」の範囲に関しては何らかの形で限定するべきであったように思われる。

2.3.3 最終完全親会社等の要件充足性の事後的喪失

(一) 中間試案及び補足説明によると、最終完全親会社等の判断基準時は、特定責任追及の訴えの着手時(提訴請求時)とされている(中間試案・第二部・第一・1・②、補足説明・第二部・第一・1・(2)・ア、山本(2013)65頁、山中・近澤(2012)21頁)。このため、特定責任追及の訴えの原告適格は、訴えの着手時において最終完全親会社等の株主である者ということになる。なお、株式保有期間に関しては、訴えの着手時において最終完全親会社等の要件を満たせば株式保有期間全部について最終完全親会社等の要件が満たされている必要はないと解されている(山本(2013)67頁、浜田ほか編(2013)167頁)⁸。

他方、責任追及等の訴えの場合、原告は訴えの着手時

から訴訟終了時まで株主としての地位を維持することが必要であると解されている(東京地方裁判所商事研究会編(2011)270頁)。この理解を特定責任追及の訴えに拡張すると、特定責任追及の訴えの原告は訴えの着手時から終了時まで最終完全親会社等の株主としての地位を維持することが必要となる(新谷(2013)25頁)。このため、特定責任追及の訴えを提起した株主が、訴訟終了前にその地位を喪失した場合には、当該株主は原告適格を失うことになる。

(二) では、訴えの着手時には最終完全親会社等の要件が満たされているが、その後当該会社の最終完全親会社等の要件が満たされなくなった場合、原告株主の原告適格の帰趨はどのように考えるべきであろうか。

訴えの着手後に最終完全親会社等がその要件を喪失する場合としては、当該会社が完全性を喪失する場合と最終性を喪失する場合に分けて考えることができる⁹。完全性を喪失する場合としては、訴えの着手後、提訴請求対象会社が最終完全親会社等以外の第三者に対して新株発行を行った場合や最終完全親会社等が保有する提訴請求対象会社の株式を他者に譲渡した場合が考えられる。この場合の原告適格に関しては、提訴請求対象会社には新たに少数株主が出現して責任追及等の訴えが可能となることを理由として原告適格が失われると解するものが多いように見受けられる(澤口(2012)15頁、山中・浜澤(2012)21頁、山本(2013)66頁、平田(2013)120頁)。提訴請求対象会社に新たに出現した株主が責任追及等の訴えを提起する保障はないが、任務懈怠の抑止が期待できる状態に復しているといえる以上、特定責任追及の訴えを認める必要はないということなのであろう。

最終性を喪失する場合としては、訴えの着手後、最終完全親会社等に新たな完全親会社が出現した場合が考えられる。このような場合の原告適格に関しては、「さらに上位の新たな完全親会社が生じた場合には、その新たな完全親会社が『最終完全親会社』であり、すでに提訴請求を行っていた株主は、依然として『最終完全親会社』の株主であり続けるから、原告適格を失わないと考えてよいと思われる」とするものがある(山本(2013)65頁)。しかし、最終完全親会社等の判断基準時が訴えの

7 会社法施行規則25条4項は「発行済株式(自己株式を除く)」という文言が用いており、同105条1号及び2号も発行済株式の数と自己株式の数を分けている。このため、発行済株式は、特段の限定がない限り、自己株式を含むとの理解が前提とされているものと推測される。

8 もともと、会社法847条の3第1項は、6ヶ月前から引き続き「他の会社の最終完全親会社等の……株式を有する株主」という文言からすれば、提訴株主が6ヶ月前から引き続き保有すべき株式は、最終完全親会社等の要件を満たす会社の株式と解する余地も排除できない。このため、本文のような理解を前提とするならば、条文の文言としていささか誤解を招きやすいようにも思われる。

9 完全性と最終性をともに喪失する場合もあるが、これは前二者のいずれかの場合に包含して考えることができる。

着手時であるとする、訴えの着手後に出現した新たな完全親会社は最終完全親会社等の要件を満たしていないことになる。また、最終性が喪失する場合、提訴請求対象会社が属する企業集団のガバナンス構造が大きく変化している可能性もあり、新たな完全親会社等やその株主による提訴請求対象会社の取締役等の任務懈怠の抑止が期待できる状態に復しているともいえる。このため、最終性が失われた場合には、原告株主が新たな完全親会社の株主となるか否かにかかわらず、原告適格は失われると解される¹⁰。

4. 結語

(一) 特定責任追及の訴えに関しては、制定過程においても、その実効性に対する消極的評価が少なくない(葉玉(2012)45頁, 古川(2012)132頁, 松山(2012)43頁)。最終完全親会社等という概念の観点からすると、こうした評価は特定責任追及の訴えという制度と現実とのミスマッチに由来しているようにも思われる。

第1のミスマッチは、特定責任追及の訴えでは、提訴請求対象会社の取締役等の任務懈怠の抑止にきわめて積極的な少数株主を想定しているという点である。たしかに、「子会社に少数株主が存在する場合には、当該少数株主に子会社の取締役等の責任の追及を委ねることができる」という命題は一般論としては妥当である(本稿も基本的にこの説明に沿う形で検討している)。しかし、完全親会社等に近いような結合企業関係が形成されている場合、提訴請求対象会社の少数株主自体が親会社やその属する企業集団と人的、資金的、取引的に密接な関係を形成していることも少なくない。このため、上場会社のような場合はともかく、完全親会社等に近い結合企業関係にある子会社の場合に上記命題がどこまで妥当するかは慎重な評価が必要である。第2のミスマッチは、特定責任追及の訴えが想定する完全親子会社関係の必要性に関する点である。会社法上、簡易吸収合併でさえ、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の総株主の議決権の10分の9以上を保有していれば可能である(会社法796条1項)。このため、現実の事業遂行上、完全親会社が完全親会社であることに執着しなければならない場面は例外的であろう(むしろ、完全親会社は提訴請求対象会社の経営に対する実質的支配には執着するが、みずからが完全親会社であることには執着していないとみる方が自然なようにも思われる)。しかし、特定責任追及の訴えは、完全親会社が完全親会社であることに執着するこ

とを前提として初めて制度の実効性が確保されるような制度構造となっており、それがどこまで現実的なのかという点は慎重な評価が必要である。

(二)「会社法の一部を改正する法律案」の提案理由としては、株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図ることがあげられている。その意味で、特定責任追及の訴えは結合企業法制として位置づけられている。しかし、制度の具体的枠組みを責任追及等の訴えの延長として設計した結果、結合企業法制として期待されるべき機能が事実上後退し、これが実効性の低下の背景にあるとみることもできる。学説上、最終完全親会社等の株主は特定責任追及の訴えの提起を制限なく請求できるものとすべきとの見解(大槻(2013)51頁)もあるが、その立法論的当否は格別、特定責任追及の訴えに対する制度と現実のミスマッチに対する不満の現れの1つとみることもできる。

参考文献

- 相澤哲ほか編著『論点解説 新・会社法』(商事法務 2006)
 岩原伸作『『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅲ〕』
 旬刊商事法務 1977号4-15頁(2012)
 江頭憲治郎・中村直人編著『論点体系 会社法6』(第一法規 2012)
 大江忠『要件事実会社法(1)』(商事法務 2011)
 大江忠『要件事実会社法(3)』(商事法務 2013)
 大杉謙一「多重代表訴訟について～グループ会社経営と子会社取締役が負う義務の内容～」みんけん 658号2-15頁(2012)
 大槻敏江「多重代表訴訟とコーポレート・ガバナンス」中央学院大学商経論叢 27巻2号41-51頁(2013)
 澤口実「多重代表訴訟の特徴と金融機関への影響」金融法務事情 1955号14-21頁(2012)
 志村直子「二段階(多段階)代表訴訟」旬刊商事法務 1909号23-34頁(2010)
 新谷勝「多重代表訴訟と銀行持株会社」銀行法務 21758号22-25頁(2013)
 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟I〔第三版〕』(2011 判例タイムズ社)
 葉玉匡美「多重代表訴訟制度における実務への影響」企業会計 64巻11号43-49頁(2012)
 浜田道代ほか編『【専門訴訟講座⑦】会社訴訟—訴訟・非訟・仮処分—』(民事法研究会 2013)
 平田和夫「多重代表訴訟に関する訴訟手続上の諸論点(上)」ビジネス法務 13巻1号116-121頁(2013)
 松山遙「親会社株主の保護～多重代表訴訟～」ビジネス法務

10 会社法851条のような訴訟追行に関する規定が特定責任追及の訴えにない以上、新たな完全親会社が出現した場合に原告が訴訟追行すると解することも難しいように思われる。

12 卷 3 号 39-43 頁 (2012)

柳伸之介「多重代表訴訟における子会社役員の責任に関する
実質的考察」阪大法学 62 卷 3・4 号 1135-1161 頁 (2012)

古川純平「親子会社法制に係る事項～多重代表訴訟について
～」事業再生と債権管理 137 号 127-133 頁 (2012)

山中修・近澤涼「親会社株主と子会社少数株主の保護に関す
る規律の見直し」旬刊商事法務 1958 号 20-30 頁 (2012)

山本憲光「多重代表訴訟に関する実務上の留意点」落合誠一
ほか編著『会社法改正要綱の論点と実務対応』(商事法

務 2013) 52-71 頁

葭田英人「多重代表訴訟制度創設の課題」企業会計 65 卷 8 号
128-133 頁 (2013)

付記

本論文は武蔵大学総合研究所プロジェクトによる研究助成
の成果である。ここに記して謝意を示すものである。

The Consideration about the Concept of “the Ultimate Wholly Owned Parent Company” under the Action for Pursuing Liability

Osamu MIZUSHIMA

Abstract

Thus far, even in the wholly owned parent-subsidary relation, parent company shareholders could not file an action for pursuing liability against the directors of subsidiaries. In the Companies Act Amendment in 2014, to bring an action to pursue liabilities of directors of subsidiaries was observed in the range of certain shareholders of the ultimate wholly owned parent company. The purpose of this paper is to consider the concept of “the ultimate wholly owned parent company” under this new action.

JEL Classification Codes: No code corresponding.